

長久手市療育支援体制について

1 概要

障がいの早期発見、早期療育に加え、就園、就学、就業等、様々なライフステージへの移行がスムーズに行われることで、障がいのある子どもの社会参加の選択肢が広がるよう、関係機関や事業所等が役割分担を明らかにし、適切な連携、支援をつないでいく仕組みづくりを目指す。

2 (仮称) 発達支援室の設置について

長久手市児童発達支援センターは指定管理者による運営を基本方針とするが、出生から就園、就学、就業へと切れ目のない療育支援体制を整備し、効果的に運営すること、また、本市の児童発達支援センターの運営について最終的な責任を持ち、リスク管理や個人情報の保護を徹底することで、施設の設置者として適切なサービス提供が確保されるように努めていくことが必要であることから、その根幹を担う部署として、新たに「(仮称) 発達支援室」を設置する（児童発達支援センターと併設）（令和3年度～）。

3 児童発達支援センター設置に向けた取組状況

児童発達支援センターについては、指定管理者による運営を基本方針とし、事業者選定事務・建設工事等を行っているところ。

【実施スケジュール（予定）】

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・ 令和2年4月～5月 | 指定管理者の公募 |
| ・ 令和2年7月 | 指定管理者選定委員会 |
| ・ 令和2年8月 | 工事着工 |
| ・ 令和2年9月 | 指定管理者の決定に係る議案上程 |
| ・ 令和3年3月 | 工事完了 |
| ・ 令和3年度（時期未定） | 愛知県障害福祉課への事業所指定申請 |
| ・ 令和3年10月 | 事業所指定・開所 |